

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

会 則

(名 称)

第1条 本会は長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会（以下「本会」という）と称する。
また、松本県ヶ丘高等学校東京同窓会、松本県ヶ丘高校東京同窓会並びに縣陵
東京同窓会とも称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と交流及び**発展向上を情報交換の場**を図り、延いては母校
の発展と興隆に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記事業を行う。

1. 毎年1回（春）定期総会の開催。
2. 会報及び会員名簿の発行。
3. 会員の親睦会、講演会、見学会及び座談会の開催。
4. 同好会運営の援助推進。
5. **母校および生徒への支援**
5. 在京他同窓会・県・中信同窓会連合会との交流、親睦の推進。
6. その他、前条の目的達成に必要と認められる事業。

(会 員)

第4条 本会は旧制松本第二中学校及び長野県松本県ヶ丘高等学校に入学または在籍した
者で、東京及びその近県に在住する者及び本会に入会を希望する者を持って組織
する。

(所在地)

第5条 本会の所在地を会長の住所とする。ただし、運営細則に別の定めがあるときはそ
の住所とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 代表幹事 | 若干名 |
| 5. 会 計 | 1名 ? |
| 6. 監 事 | 2名 |
| 7. 事務局長 | 1名 ? |
| 8. 幹 事 | 各卒業回期 各回期ごとに2名 から若干名 |

若干名：1～10名程度の人数を表し。
1名以上10名未満のときに用いられる

(役員を選任)

第7条 役員を選出は下記方法により、選出し任期は2年とし再任を妨げない。但し会長については、原則2期4年までとする。

1. 会長、副会長は代表幹事会で選出し、幹事会に報告の上、総会の承認を要する。
2. 幹事長、代表幹事、会計、監事、事務局長は幹事会において互選選出する。
3. 運営細則第3条に定める各委員会の委員長が代表幹事となる。
4. 幹事は各回期または会員からの推薦にもとづき選任する。
5. 各委員会の委員は、前項で選出された幹事の中から会長、幹事長、事務局長において代表幹事が選任して担当委員会を決め、幹事会に報告し承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、本会事務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長職務を代行する。
3. 幹事長は総会および幹事会において決議された事項、長野県松本県ヶ丘高等学校同窓会（以下「本部同窓会」という）から委嘱された事項及び日常業務を執行する。
4. 代表幹事は、第13条で定める事項を執行すると共に、代表幹事会に出席して各委員会での検討内容や活動状況を報告する。
5. 事務局長は、事務局を組織し本会の事務全般を処理する。幹事長事故ある時は幹事長の職務を代行する。
6. 6.7.← (ア) (イ) (ウ) から 6,7,に変更する
(ア)代表幹事、幹事、監事会計はあらかじめ運営細則で定められた事項を行う。
(イ)監事は、本会、総会の会計全般の監査をおこない、会長および会員に報告する。
(ウ)幹事は、各委員会に所属して活動を行い代表幹事を補佐する。

(会議)

第9条 会議は総会、幹事会、代表幹事会の3種とする。(合同幹事会の使用は止める)

(総会)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年6月に開催する。
2. 臨時総会は、代表幹事会が必要と認めたとき開催する。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議長は別途選出する。

(総会議決事項)

第11条 総会において、下記事項を審議決定する。

- 1.会長、副会長の承認。
- 2.事業計画の決定。
- 3.事業報告及び予算・決算の承認。
- 4.会則の変更。
- 5.その他、代表幹事会で必要と認めた事項。

(総会の議決)

第12条 総会の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(代表幹事会)

第13条 代表幹事会の構成は、幹事長、代表幹事、**会計及び事務局長**とし、幹事長が招集し、必要に応じて**議事に関連するその他の**関係者を出席させ、議長となり会務の運営に関する下記事項を議決執行する。

1. 会長、副会長の選出。
2. 会則及び細則、規定の改正、変更の立案に関する事項。
3. 事業計画及び予算案の立案。
4. 総会に付議する事項及び総会開催に関する事項。
5. 目的達成に必要な事項並びに会長、副会長が必要と認めた事項。
6. 議決は全会一致を旨とするが止むを得ない場合は出席者の過半数を以て議決する。

(幹事会)

第14条 幹事会の構成は幹事とし、幹事長が召集し、下記事項を行う。

1. 幹事長、代表幹事、会計、監事、事務局長の選出。
2. 事業計画及び予算案の審議承認。
3. 事業報告及び決算の承認。

(会費)

第15条 本会の**運営**経費は会費及び寄付金・広告費等を以ってこれにあてる。

1. 会費 年額 2,000 円または終身会費 20,000 円。
2. 寄付金・広告費等。
3. 会費及び寄付金・広告費等の徴収のため、郵便局・銀行等に預貯金口座を開設し、本会の定める方法によって納入するものとする。
4. 経済事情の動向により会費を変更することができる。

(会計期間)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(名誉会長等)

第17条 本会に名誉会長、**顧問、相談役及び参与**を置くことができる。 ※下記注参照

1. 名誉会長、**顧問、相談役、参与は**、会長、副会長、幹事長、事務局長、代表幹

事経験者の中から代表幹事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

2. 名誉会長、**顧問、相談役、参与**は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応ずる。
3. 幹事長は名誉会長、**顧問、相談役及び参与**に幹事会並びに代表幹事会への出席を求めることができる。

(運営細則)

第18条 本会則に定めなき事項は、運営細則に定めるところによる。

(附 則)

1. 本会則の発行は昭和43年11月25日とする。
2. 一部改正 昭和44年5月10日
3. 一部改正 昭和56年6月4日
4. 一部改正 平成9年6月13日
5. 一部改正 平成20年6月14日
6. 一部改正 平成25年6月8日
7. 一部改正 平成27年6月13日
8. 一部改正 **令和 6年6月8日**

本会則を原本とする。

——~~平成26年6月14日~~

令和 6年6月8日

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

会長 ~~平 沢 和 久~~ 久保田 昇子

※ 顧問・相談役・参与 → 多すぎるので廃止又は削減

- ・ 顧問：企業などの組織から依頼を受け、専門的な知識や経験をもって補佐や指導に当たる役職。事業計画や人材戦略など経営の実務面についてアドバイザーとして助言を行う。
- ・ 相談役：会社の経営時におけるさまざまな問題へのアドバイスや調整を求められる役職。専門職や経験に基づくアドバイス・取引先との関係性の維持・人脈を活用した事業拡大への貢献。
- ・ 参与：専門的な知識や豊富な経験を持ち合わせ、経営陣を補佐する立場で業務を行う。企業によっては、アドバイザーやスペシャリストのような役割を任せている場合もあり、定年退職した後に参与として復職するケースも多くある。